九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

アメリカの冷戦政策における第三世界 : 予備的考察のための覚書

石田, 正治
九州大学法学部助教授

https://doi.org/10.15017/1931

出版情報：法政研究. 57 (4), pp.195-224, 1991-03-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

アメリカの冷戦政策における第三世界

——予備的考察のための覚書

石田正治

はじめに

米ソの和解によって冷戦が終結しベルリンの壁が崩壊して、世界はあらたな時期にはいったといわれる。それはたしかにその通りではあるが、冷戦後の世界が国際的対立と緊張から解放された平和なものになるという見通しは、残念ながらたっていない。周知のように、中東ではイラクが国際秩序の現状に挑戦し、戦闘が収束した後も、アラブ世界と西側の対立はさらに深化しつつあるように思われる。また、朝鮮半島では最近になって朝鮮民主主義人民共和国が、ソ連が韓国承認に踏み切れば独自の核武装を進めると宣言した。国際紛争の火種は、かって冷戦対立の最前線に位置した第三世界の国家の自己主張として、なお存在していると考えざるをえない。これらの諸国は冷戦のなかでどのように影響されてきたのだろうか。それを考える手掛かりとして、冷戦の初期にアメリカが第三世界をどのように位置づけていたかをみることにする。言い換えれば、米ソの対立が急速に激化してあらたな世界戦争が現実の可能性

として論議されていた時期に、アメリカはヨーロッパから第三世界までをふくめてどのような国際秩序を構想していたのかということである。

以前の論文で、筆者はアメリカの政治学者ミード（Walter Russell Mead）の「自由帝国」（Liberal Empire）という主張を引用して、アメリカを中心とした世界秩序について述べた。[1] 煩を厭わずに、再度、彼の説を簡単に紹介することにすると、第二次世界大戦後のアメリカは多くの援助協定と軍事協定によって全世界的規模の勢力圏をつくりあげたが、ミードはそれが相手国の同意と協力にもとづいて構成されていることから、この勢力圏を「自由帝国」と呼び、三層から構成されていると主張する。第一層は西ヨーロッパやイギリスのような高度資本主義国から構成されており、第二層はギリシャ、トルコ、スペイン、ポルトガル、チリ、アルゼンチンのような、第一層の諸国よりも貧しく、ファシズムや軍政の経験をもち、民主主義があってもそれは第一層の諸国ほどには安定していない国々によって構成されている。第三層を構成するのは、グアテマラやハイチ、ザイールなどで、西側に属する第三世界の国の大部分を含んでいる。このように、アメリカの自由帝国の根幹部分はあきらかに第一層であり、周辺部分にいたるにつれて貧困と社会的不安定の度を増していくことになる。アメリカがこれらの国家の内政に介入する度も、また増大していくことになると、ミードは指摘するのである。

ミードの主張は明快であり説得的だが、彼が見ているアメリカ帝国はおもに一九六〇年代以降のものであって、われわれが見ようとしているトルーマン期とは、五〇年代なかばのアジア政策の転換期をはさんで一五年以上隔たっている。[2] そのうえに、彼は帝国の本国であるアメリカと各層をむすぶ関係に十分触れていない。わずかに、第一層にたいするアメリカの指導性について、それが西欧諸国との多角的な交渉のなかで発揮されているために、強圧的な様相を見せないですんでいるという指摘がなされているにすぎない。[3] 本論の目的は、トルーマン政権のもとでアメリカが構想していた世界秩序のなかで、第三世界はどのような位置をしめていたのかということを明らかにするための、予

備的な考察をおこなうことである。

一　第三世界政策の提示

トルーマンがソ連との世界規模の対決をアメリカの基本政策とすると言明したのは、周知のように、一九四七年三月一二日の上下両院合同会議での、一般にトルーマン・ドクトリンと呼ばれる演説においてであった。左派勢力の活動によって内戦状態に直面したギリシャとトルコにたいする大規模な援助を要請したこの演説のなかで、トルーマンは世界が二つの対立する陣営に分裂したことを指摘した後に、つぎのように述べたのである――「私は、少数の武装集団や外部からの圧力によってその国を従属させようとする企てにたいして、抵抗している自由な人民を支援することこそ、合衆国の政策でなければならないと信ずる者であります。……もしも、ギリシャが少数の武装集団の支配下に陥るようなことがあれば、隣のトルコにたいする影響は直接かつ深刻でありましょう。混乱と無秩序が中東全体にひろがることになるでしょう。……かりに、われわれが指導性を十分に発揮できなければ、われわれは世界の平和を危険にさらすことになるかもしれません――そして、われわれはわが国の繁栄をもまちがいなく危険にさらすことになるでしょう」[4]。この演説はソ連圏の拡大阻止をアメリカの基本国策とすることを宣言したのだが、その方策は、ソ連圏に隣接する脆弱な国家に経済的軍事的援助をあたえて、親西欧政権を安定させ維持することであった。この基本方針は六月、まず、ヨーロッパ復興計画（European Recovery Program）という援助計画として具体化された。一般にマーシャル・プラン（Marshall Plan）と呼ばれるこの計画は、表面的には、「活発な世界経済を復活させて、自由主義制度が存続できるような政治的・社会的条件の実現を可能にすること」を目的とするとされて、ソ連をも援助対象に

いれていた。しかし、実際の交渉のなかでは、西側はソ連が自発的にこの計画から離脱するよう仕向けた。この計画の真の意図は、西ヨーロッパ経済一般の復興によってソ連圏を経済的に封じこめることにあったのである。[5] これからもあきらかなように、トルコや中東諸国にたいする関心はけっして低かったわけではないにしても、この時期にはまだアメリカの援助政策はヨーロッパの資本主義諸国一般を対象としたものであり、格別に低開発諸国に向けられたというものではなかった。

低開発地域にむけた政策が積極的なかたちで示されたのは、一九四九年一月二〇日におこなわれたトルーマンの二期目の就任演説においてであった。[6] 大統領は、演説の冒頭から共産主義批判を展開し、これに対抗するために、アメリカは前年来ヨーロッパ諸国にたいする復興援助をおこない、「絶望と敗北主義を撃退した」と成果を誇示した。「主導権はわれわれのものだ」というのである。そしてアメリカは「自由世界を強化するための新しい計画にとりかかる用意がある」と述べて、トルーマンは四項目の行動方針をしめした。第一は国連にたいする支持、第二は世界経済の復興計画の継続だが、それは「なによりも、われわれがヨーロッパ復興計画に全力を投入しなければならない」ということを意味する。第三は、「侵略の危険」にたいして西側世界の安全を保障することである。それは、具体的には北大西洋地域の集団的安全保障体制をつくりあげることだとされた。この課題は、演説から三ヵ月のちの四月に北大西洋条約機構の形成という形で実現されることになる。そして第四は、低開発地域（underdeveloped areas）にたいする「斬新かつ大胆な」経済技術援助計画に着手することであった。ここで提示された援助計画は、アメリカがはじめて発表した第三世界政策であり、この後一般に「ポイント・フォー」（Point Four）と呼ばれることになる。トルーマン演説のこれに関する部分をもう少し続けてみておくことにする。――トルーマンは言う、世界の人口の半分以上がこのような地域に住み、発展から取り残された経済のなかで悲惨な生活を余儀なくされているが、彼らがそのような状態にあることは、彼らだけでなく「より豊かな地域にとっても障害であり脅威」である。いまや先進諸国はこのよう

な状態を改善するすべをもっているが、なかでもアメリカは傑出している。アメリカが援助のために提供できる物的資源は限られているにしても、「われわれの技術的知識はたえず増大し尽きることがない」。だから、アメリカは低開発諸国にたいして技術援助をおこない、他の諸国と協力して「開発を必要とする地域にたいする資本投下」を促進しなければならない、とトルーマンは主張した。当然に、この第四の議論は、第一点から第三点で展開されたヨーロッパ中心の議論を前提としているはずである。しかし、この演説の文面からは、ポイント・フォーと他のヨーロッパ政策との関連がはっきりしない。

この関連をあきらかにするために、トルーマン自身の解説を見てみることにする。彼は回顧録のなかで、つぎのように述べている――「就任演説において、私は、全体主義的体制を強制しようとする侵略的動きにたいして、自由主義諸国がみずからの自由主義制度と国家的統一を維持する手段を持たなければ、それら諸国の永続的な自由と独立は達成できないということを、明らかにしようとしたのである。そのような（全体主義的な）体制の種子は悲惨と欠乏のなかで培われる。それらは貧困と不満という土壌のなかで拡がり成長する。それらは、より良い生活にたいする人々の希望が死んでしまったときに、成熟するのだ。……われわれは、みずからに課されたリーダーシップの責任を回避するわけにはいかなかった。……ポイント・フォー計画は、共産主義支配の脅威にさらされている諸国にたいするわれわれの態度の実践的な表現であった。それは、そのような諸国の適正な発展を確かなものにすることで、自由世界における共産主義の拡大を阻止しようとするわれわれの政策に一致していた」。このような経済的な困難をかかえている低開発地域の例として、トルーマンは「メソポタミア、イラン、インド、北アフリカ、そして南アメリカの広範な地域」をあげている。[7] ここにあげられた地域がいずれもアメリカとヨーロッパに隣接して、前世紀以来の伝統的な支配圏に属していたことは注目に値する。結局、ポイント・フォーは北大西洋地域の周辺部分を経済的に強化して、そこにおける共産主義の膨張を阻止しようとするものであった。しかし、ポイント・フォーが目的としていたのは、

それだけではなかった。低開発諸国が十分に発展すれば、アメリカ経済の市場が拡がり、「わが国の工業施設は何世代にもわたって稼働を続けることになるだろう」というのである。[8] このような見通しは、アメリカ経済が戦時から平時への転換という課題に喘いでいた時期には、とりわけ魅力的だったはずである。そうしてみるとこの援助計画は、ヨーロッパの周辺地域と西半球に開発援助を供与することで西側先進国の勢力圏を安定させて、マーシャル・プランを補完すると同時に、高度工業国の市場を拡大するという意図を含んでいたと言うことができよう。トルーマンはこの計画を、「理想的であるだけでなく現実的」だと自賛したが、彼の狙いはたしかに、現実政治的であった。

ポイント・フォーのこのような性格は、ソ連が原爆を持ち、中国革命と朝鮮戦争が勃発して対ソ緊張が高まるにつれて一層明確になった。大統領の委嘱によって、国際開発顧問委員会（International Development Advisory Board）の議長としてこの政策の具体化にあたったロックフェラー（Nelson A. Rockefeller）は、一九五一年七月、雑誌にポイント・フォーの意義を高く評価する論文を発表して、この計画における第三世界のイメージを集約的にのべている。[9] 彼は、まず、トルーマン演説の姿勢をひきついで、「ソ連の軍事的侵略政策」に十分に対抗するために、アメリカは内外の経済活動において、「直接の兵器生産」を優先させるか、そうでなければ、「外圧や内からの破壊工作にたいして一定の地域をとくに脆弱なものにしている欠陥の是正」を格別に考慮せざるをえない、と主張した。結局は前者が、NSC68と防衛生産法のもとで、秋以降大規模に実現されることになる。[10] しかし後者はすでに具体化されつつあったのであり、規模を制限されはしても、主要な政策の一つとして実施されることになる。ここに言う「とくに脆弱な」地域がすなわち低開発地域であり、そこにたいする経済政策がポイント・フォーだということになる。では、低開発地域とは具体的にはなにを意味するのか。ロックフェラーは、「低開発」という概念は明確に定義されたことがないだけではなく、そのように表現される地域も実際には相互にさまざまな多様性をもっていると認めている。しかし、低開発という言葉は、「ラテン・アメリカ、アフリカ、ギリシャ、トルコ、中東、南アジア、東南アジアそしてオセアニ

アの太平洋諸島に生活する一七億五千万人の人々が住んでいる非共産主義世界の地域」にあてはまるだろうと述べている。この論文の記述では、ポイント・フォーの対象に南および東南アジアが含まれているが、これらの地域については後にふれることにして、彼の議論を続けて見ておくことにする。

これらの地域に存在する国家のうちいくつかは「低開発」という範疇から外れるだけの国民所得を達成しているが、そのような部分に属する人口は四〇〇〇万人程度であり、残りの部分は大体一人当たりの年収が二〇〇ドル以下、おそらく平均して年間八〇ドルというところだろうと言うのである。しかも、ほとんどの場合、これらの地域は農業を主体としているが、生産性が低いうえに生産の伸びは人口増に追いついていない。だから、ほとんどいつも食料不足の状態にあり、産業も十分には発達していない。そのような地域の経済が「合衆国と西ヨーロッパにとってきわめて重要」だというのだが、その理由をロックフェラーはつぎのように説明する――「それらの地域はアメリカの輸入の五七パーセント、西ヨーロッパの輸入の六五パーセントを供給している。兵器の生産に必要な重要かつ戦略的な物資についてみると、それらの地域は合衆国の全輸入量の四分の三を供給し、ヨーロッパの同盟国にたいしてはその割合はさらに高い。あきらかに、北大西洋条約機構諸国の工業力を動員する計画が成功するかどうかは、これらの地域から（天然ゴムなどの重要な繊維にくわえて）ボーキサイトやクローム、銅、鉛、マンガン、錫、ウラニウム、亜鉛のような戦略的鉱物が持続的かつより大量に供給されるかどうかにかかっている。……西ヨーロッパに供給される石油の七五パーセントが中東からのものであり、イランが供給量を二五パーセントでも削減すれば、西側世界全体の石油経済（petroleum economy）にたいしてきわめて深刻な衝撃をあたえることになるだろう」。

このように、アメリカとヨーロッパにとっての低開発地域の重要性は、もっぱら原料資源の供給市場としてのものと考えられていた。西側の対ソ戦略は、低開発地域を自らの支配範囲にとどめておくことを前提として、組み立てられていたのである。しかし、高度資本主義諸国と低開発地域の関係についてロックフェラーが指摘したのは、それに

留まらない。低開発地域の側から見ても、「相互依存性（interdependence）は同様に明らか」だというのである。これらの地域の経済は高度に特殊化されているために、常に不足している工業製品や食料などを中心として、輸入全体の七割をアメリカと西ヨーロッパに依存していて、しかもそれに代わる輸入先をもっていない。そのような物資の流入が、欧米の無思慮な処理の仕方によって大幅に制限されれば、「それらの地域の大半でひどい混乱が生じるだろう」とロックフェラーは指摘した。低開発地域における混乱はそれらの地域を共産圏に追いやり、その結果、西側への原料物資の輸入が途絶することになるだろうと、彼は警告した。「アメリカや西ヨーロッパの安全保障と経済の持続的発展は、低開発諸国の発展にかかっている」というわけである。そして、これらの諸国の政府は十分な資本を調達できないのだから、「外的な援助」（outside aid）が必要である。そこにポイント・フォーの意義があるのだと、彼は強調した。こうして、この計画が実効性を持ちえていれば、アメリカのヘゲモニーのもとで西側工業国と低開発地域の「相互依存」的関係は安定した発展を遂げ、それはさらにアメリカの勢力を強化することになるはずであった。しかし、そのような期待はつねに裏切られてきた。「現実的」であるはずのアメリカの第三世界政策は、なぜ功を奏さなかったのか。それを考えるには、アメリカの援助政策についてさらに立ち入って検討してみる必要がある

二　援助と権威主義体制

アメリカが低開発地域に供与していた援助は、援助を受け入れる側にどのような影響を与えただろうか。ミードは、アメリカ帝国の第三層を構成する諸国家には中流階級がほとんど存在しないと指摘している。その結果、どの国も「現状維持を支持する恐ろしく反動的な部分と、それを倒そうと決意している恐ろしく革命的な部分」とに分かれて

いて、「西洋流の自由民主主義を実現する条件はない」というのである。アメリカは、これらの国家の支配体制は「民主主義にむかって成長している『弟分』（"little brothers"）」であるとして、それをアメリカ的民主主義と矛盾しないものにしようと試みてきた。最近ではこれらの体制を、全体主義と区別された「権威主義体制」（authoritarian regime）と規定して、援助を正当化しようとする議論がおこなわれている、とミードは指摘する。では、「権威主義」は全体主義とどう違うのか。彼は、この区別が根拠としている理論は説得力のあるものではないとしながら、それを次のように紹介している――「権威主義政府は……伝統的社会の伝統的指導性を代表している。それは社会的に保守的（conservative）である――なぜならば、その立場は（いかに強圧的であったとしても）伝統的社会関係に依拠しているからである。……これら（の社会関係）は、社会的生活が閉鎖的（closed）であったとしても、私的な局面では寛容と限定的な人権のための基礎になっている。これと対照的に、全体主義体制は社会をあたらしいイメージに造り変えようとする。伝統的関係は破壊され、人々は公的な自由とともに私的な自由をも失う。さらに言えば、権威主義体制は（フランコ後のスペインが証明しているように）発展の可能性がある。（しかし）全体主義体制は変化しないで、永遠に醜悪で圧政的である。だから、権威主義体制を支援することは道義的に許容されるべきであるばかりか、場合によっては道義上必要でもありうる」[11]。

ミードは、伝統を破壊する体制が全体主義というのなら、「農奴社会を換金作物農業の社会に変革した体制はすべて全体主義」ということになるし、「エルサルバドルやグアテマラの『権威主義』政府は『全体主義』のポーランドよりもはるかに血生臭い」ではないかと、このような主張の矛盾を指摘している。権威主義を全体主義と区別して、前者が後者よりもはるかに正統的な体制であるかのように主張することは、ミードの言うように、たんに意味がないだけではなく、欺瞞的でさえある。しかし、このアメリカの対外政策を擁護する議論が、第三世界の親米政権、すなわち権威主義体制を「伝統的社会関係に依拠」しているものと認めたことは注目に値する。非ヨーロッパ世界の伝統的

社会構造は、かってヨーロッパ帝国主義が支配圏を拡大するうえでも大きな役割を演じていたからである。一九世紀と同様の図柄が今世紀の後半にもあてはまるのだろうか。

これを考えるためには、イギリス帝国主義にかんする議論を一瞥しておく必要がある。イギリス帝国史の研究者として高名なロビンソン（Ronald Robinson）は一九六九年と七〇年にオックスフォードで開かれた帝国主義にかんするシンポジウムで、「ヨーロッパ帝国主義の非ヨーロッパ的基盤――協力理論のためのスケッチ」（"Non-European foundations of European imperialism: sketch for a theory of collaboration"）と題する報告をおこない、そのなかで伝統的支配層の役割について画期的な議論を展開した。ロビンソンは、ヨーロッパ帝国主義がアフリカやアジアを支配圏におさめる過程では、三種類の要因が働いたと指摘する。一つはこれらの地域を、市場としてあるいは投資先として、経済的に統合しようとする動きであり、二つには国際的な権力闘争のなかでこれらの地域に敵対国家の勢力が伸長することを防止しようとする動きである。この二つがヨーロッパ帝国主義の発動の要因となっていることはすでに明らかだが、それだけでは十分ではないと彼は主張する。歴史が証明するように、海外投資や大国同士の敵対はつねに帝国主義支配を引き起こすわけではなく、逆にそれを抑制する場合がある。したがって、それらには「本来的に（intrinsically）帝国主義的なものはなにもない」というのである。だから、第三番目の要因が注目されなければならないと、ロビンソンは強調する。その要因とは、アフリカやアジアの側の「協力と抵抗」（collaboration and resistance）である。「帝国主義は徹頭徹尾、ヨーロッパ政治と非ヨーロッパ政治の相互作用（interaction）の産物」に他ならないのであり、この第三番目の要因がヨーロッパ側の要因と齟齬するときに、ヨーロッパ諸国の経済的なあるいは戦略的な膨張が帝国主義の形をとるのだというのが、ロビンソンの主張である。[12]

この、アフリカやアジアの側の対応を分析するために、ロビンソンは「協力者」（collaborators）という概念を提示する。「協力者」は、帝国主義が接近を試みる地域の支配的エリートのなかから生み出される。彼らにとってヨーロッ

パからの侵略者は、彼らの「伝統的秩序のなかで君臨してきたエリートとしての立場」を維持し改善するために必要な「富と権力のあらたな源泉」であった。もしも、伝統的支配者がヨーロッパ諸国の進出にたいする抵抗の道を選んでも、通常、支配者に対抗するエリート集団は協力者になることを選択するものだし、逆に支配者が協力を選んだ場合は反対集団は抵抗をえらぶものだと、ロビンソンは指摘して、アジアでは一八五八年から六七年にかけての時期の日本を、またアフリカでは一八八六年から一九〇〇年の時期のブガンダを例にあげている。[13] ヨーロッパの進出は、エリート層が対抗的な集団に分かれていれば、不可避的に協力エリートを生み出すというわけである。では、そのような集団はヨーロッパ側にとってはどのような意味をもつのか。ロビンソンは、「白人の侵略者は支配エリートにたいして権力を振るうことはできても、そのようなエリートの媒介なしには目的を果たすことができない」と指摘する。帝国主義側の要求が過大なために「媒介者」（mediators）が有効な統治をおこなう余地を十分にあたえられない場合は、媒介者自体の国民にたいする権威が衰退し、危機状態が発生する。そして、帝国主義国は利権を放棄するか、それを擁護するために直接介入に踏み切るか、どちらかを選ばなければならなくなる。しかも、介入して抵抗を抑圧したとしても、従属させて植民地化した社会を「無秩序な個人の集合」のままの状態で帝国主義権力が統治するのは不可能であり、帝国主義国は直接介入後、協力体制（collaborative system）の再構築をはからざるをえない。「植民地支配（の実現）は協力（collaboration）が再構築されたことを示している」ことになる。[14]

このような協力体制の形成は、第三世界の国家にどのような影響をあたえただろうか。協力者になることで権力を安定させたアジアやアフリカの伝統的な支配層は、おおくの場合、旧来の社会経済構造を変革しようとはしない。しかも、白人定住植民地とちがって、インド以外のアジアやアフリカの植民地には大量の資本が投下されることもなかったために、帝国主義は協力体制に頼らざるをえなかった。そのため外国支配は「社会の表面を引っ掻くほどのこともなく、現地の歴史の頑強な継続性を断つこともなかった」。結果的に、経済の「輸出入部門」は発達を抑えられ、

この部門からは比較的少数しか協力者が生まれなかった。アジアやアフリカの協力者が「本質的に非商業的な少数の支配者（ruling oligarchies）と大地主層（landholding elites）」から輩出されるのはそのためだと、ロビンソンは指摘する。[15] そのような協力体制はヨーロッパから投入されたものの少なさを反映して、有効でもなかったし安定してもいなかった。したがって、「植民地支配が現地の協力をつくりあげ維持しようとすればするほど、（現地の協力体制にたいする帝国主義側の）支配はますます直接的で徹底したものになった」のである。言い換えれば、この地域では、伝統的な支配体制が植民地権力によって、住民の反対闘争や支配エリート間の抗争からそれだけ直接に保護されたということになる。こうした事態は二〇世紀中葉になっても続いていた。たとえば、西アフリカでは白人の植民者は存在せず、もっぱら協力者にたよって植民地支配がおこなわれていたし、少数の白人の植民者によって政治が行われていたケニアやアルジェリアでも、民族主義運動が活発化すると、現地の協力者にたいする需要が増大したのである。[16]

アジアやアフリカの協力体制が依拠していたヨーロッパ帝国主義諸国は、第二次世界大戦によって大幅に勢力を減衰させた。その後を襲ったのはアメリカであった。アメリカは第二次世界大戦後、一九四一年の大西洋憲章でみずからうたった民族自決を無視するかのように、西ヨーロッパのこのような植民地支配をそのまま是認する態度をとったのである。封じこめ理論の名付け親として有名なケナン（George F. Kennan）のもとで一九四八年三月二二日、国務省政策企画局が作成した文書は、このようなアメリカの態度を率直に示している。[17]「仏領北アフリカ」という表題がつけられたこの文書は、冒頭で、「仏領北アフリカは、主として、……戦略的な位置（strategic geographical position）のゆえに、アメリカの安全にとって重要である」と述べて、この地域にたいする関心の所在をあきらかにした。その北アフリカでは第二次世界大戦後、フランス統治にたいする不信の増大によってロビンソンの言うような協力体制が機能しなくなり、民族主義運動が広汎な広がりを見せていた。この状況にどう対応するか、というのがこの文書の主題である。まずは、このような民族独立をもとめる運動の性格が問題にされる――「北アフリカの共産主義者は……

民族主義政党（nationalist parties）との統一戦線の結成を目指すことによって、状況を利用している。共産主義の政策がこの地域の支配権を、直接にせよ間接にせよ、モスクワの手にわたすものであることは予測できる。現在のところ共産主義者は、保護条約の撤廃と新条約の調印による『フランス連邦内部での自治』と普通選挙を要求している。普通選挙を主張することで、共産主義者は、最終的には大衆を民族主義的指導者自体に立ち向かわせようと希望している」。そのような運動の結果「フランスとの紐帯」が急激に切断されれば、その後に出現するものは「共産主義者の権力掌握に抵抗できない脆弱な国家」でしかない。だから、アメリカはフランスにたいして、アメリカはフランス帝国の崩壊を望んでいるのではないし、「モロッコ人はフランスの支配下でもっともよく進歩できるのであり、フランスとモロッコのあいだに確立されている関係は破壊されるべきではない」と考えていると伝えねばならない。フランスの支配が持続するためには、フランスは現地の民族主義者との関係を再構築しなければならないし、アメリカはそのための努力をしなければならない、というのがこの文書の結論である。

植民地支配を温存することで、共産主義勢力のアジア・アフリカへの浸透を防ぐという政策が、西ヨーロッパ同盟国に提示されたのは、一九五〇年五月、ロンドンで開かれた米英仏三カ国外相会議においてであった。会議は問題のジャンル別に小委員会を構成して実質的な討議をおこない、そこで作成された報告書を全体会議が承認または再検討する形ですすめられた。このジャンルの一つが植民地問題であり、これを担当する小委員会は「D小委員会」と呼ばれた。[18] D小委員会の全体会議に先立って、五月三日、まず米仏間、ついで米英間で予備討議が行われた。フランスとの会談のなかでアメリカ側委員のヘア（Raymond A. Hare）国務次官補は、「（アメリカは）アフリカに植民地を保有するフランスその他の諸国が果たしている重大な責任（great responsibilities）を高く評価しており、アメリカはフランスおよびその海外領土（overseas areas）との結びつきが強化されることを希望している」と述べ、さらに「アメリカの経済活動および情報活動が海外におけるフランスの立場（position）を損なわせることはないであろう」と強調し

た。「独立を求めている人民」(emerging peoples)にたいしてアメリカは伝統的に関心を寄せてはいるが、それはフランスから植民地を分離させようとするものではない、というのである。つづいて開かれたイギリスとの会談でも、ヘアは同様の趣旨を繰り返した。英仏側の委員が、この「同情的な態度」(sympathetic attitude)にたいして感謝の意を表明したことは、言うまでもない。[19]

このようなアメリカ側の態度は、小委員会がまとめた報告のなかでもきわめて明瞭に示された。報告書には各国の主張の概要が列記され、さらにアフリカにかんする声明が添付されている。主張の概要の部分でアメリカは、「アフリカにおける植民地権力(Colonial Powers)の業績(achievements)を高く評価」しており、それらの権力と「協力」して、「アフリカが世界で果たすことのできる役割を発展」させていくことがアメリカの関心事だと主張している。さらにアメリカはフランスの、植民地支配にたいする批判に対抗することが重要だという指摘に理解を示して、アフリカにおける植民地権力の「強大さと安定性」にたいする「無知かつ無責任な批判」の影響を緩和するために国際機関等の場で英仏と協力していくという意志を明らかにしたのである。また、アフリカにかんする声明の部分では、その立場を疑問の余地がないほど明確に表現した――「非友好的な運動や勢力(unfriendly movements or powers)の侵略や破壊行為による支配に抵抗できるだけの、政治的経済的社会的安定という状態をアフリカにおいて保つことは、西側諸国の共通の利益である。……アメリカは、植民地および信託統治領にかんして、フランスとイギリスが有する経済的優越および妥当な戦略的優越の度が増すことに賛同する。アメリカは、アフリカの植民地地域で貿易に従事しているアメリカ資本およびアメリカ国民にたいして、同等の経済的取扱があたえられることを強く希望する」。[20]「非友好的な運動や勢力」が、ソ連の指導下にある共産主義のことを意味していたことには疑問の余地がない。

外相会議で明らかにされたアメリカの立場は、西欧帝国主義が植民地支配を継続することにたいする積極的な支持であった。この支持には、少なくとも二つの目的がこめられていた。一つは、ソ連をはじめとする社会主義国家が、

民族解放運動への支援という形でアジアやアフリカに進出することを、フランスやイギリスのような帝国主義宗主国の力を利用して防遏することであり、二つは、植民地支配に賛同することと引換えにこれらの植民地における門戸開放を確実なものにして、アメリカの経済的権益にたいして宗主国と「同等の取扱」を要求することであった。

こうしてアメリカは、西ヨーロッパの植民地を持続させるための積極的な政策を講じることになった。ロビンソンは、「ヨーロッパから投下される資源（resources）が大きければ大きいほど、帝国主義は現地における仲介機構（indigenous mediation）にたよる度合いが小さくなる」と述べて、植民地の伝統的統治システムが改革され得るかどうかは、帝国主義国がどれだけの出費を負担するかにかかっていると指摘したが、[21] 前世紀以来アジア・アフリカにたいしては限定的にしか資本を投下してこなかったヨーロッパに、第二次世界大戦を経たうえで、これまで以上の規模の投資をおこなう余裕はなかった。そうである以上、アメリカはその負担を援助の形で引き受けざるをえなかった。そのような援助は、当然に、ポイント・フォーのなかに組み込まれることになったのである。一九五〇年九月一二日付で国務省が在英大使館に送った電報には、大統領が承認したポイント・フォーの援助総額三四五〇万ドルのうち、アフリカの植民地・従属地域にたいする一九五一会計年度の技術援助の額が羅列されている。「イギリス植民地――一〇万ドル、フランス植民地――一〇万ドル、ベルギー植民地――七万五〇〇〇ドル、ポルトガル植民地――七万五〇〇〇ドル、ソマリア――五万ドル、タンジール――五万ドル」。[22]

しかし、ロビンソンの主張とは裏腹に、アメリカがアジアやアフリカの従属地域に注ぎ込んだ援助は、従属地域の内政改革と安定にはつながらなかった。援助は伝統的な前近代的支配体制を温存する結果にしかならなかった。アメリカの政治学者クレア（Michael Klare）は、一九七三年から七七年までの期間、アメリカの経済的軍事的援助が集中した一〇カ国は、同時に、国際的に認められている人権擁護機関から最悪だと判定された諸国であったと指摘しているが、それはこのような援助の結果であった。[23] アジア・アフリカの低開発地域がアメリカ的民主主義の雛形を作り出

しえなかったにもかかわらず、アメリカが多額の援助を注ぎ込みつづけたのには、冷戦政策の要請が大きかったと考えるのが自然である。先に引用した北アフリカにかんする政策企画局の文書は、普通選挙を要求しているのは共産勢力であると述べていたが、一般にアジア・アフリカの従属地域で国内の民主的改革を唱えていたのは、伝統的支配層に立脚した反共勢力ではなく、アメリカが敵視していた左翼勢力であった。アメリカの援助は、当該地域に安定した民主主義を創り出すことを最大の目的としておこなわれたのではなく、そこに強固な反共政権を維持するために提供されたと言えよう。封じこめの必要がそれを要求したのだし、そこに、アメリカ帝国の第三層が前近代的な非民主主義政権によって担われている理由があったのである。

三　対ソ戦略とアジアの民族主義

アメリカの第三世界政策が、主として西半球と西ヨーロッパ諸国の植民地・従属地域にたいする援助の形をとった封じこめ政策であることは、以上の議論でほぼあきらかにできたと思われる。前者はモンロー・ドクトリン以来のアメリカの伝統的支配範囲であり、後者は、ソ連の封じこめを目的とする冷戦政策からしても理解ができる。では、それ以外の第三世界、すなわちアジアについては、アメリカはどのように位置づけていたのであろうか。

アメリカのアジアにたいする関心は、今世紀初めの門戸開放政策提唱に示されるように、伝統的に中国に集中していた。この関心は、第二次世界大戦下では、まず中国の政治的軍事的統一とそこにおける門戸開放政策（open door）の実現要求として表明された。大戦末期になると、ソ連政府に働きかけて門戸開放政策にたいする同意をとりつけることが、中国政策の主目標のひとつになったのである。[24] さらに対日戦が終結すると、アメリカは海兵隊を派遣して日

本軍の武装解除と国民党軍の支援にあたらせる一方、国民党と共産党のあいだを斡旋すべくマーシャル（George C. Marshall）を長とする使節団をおくりこんだ。共産党軍を国民党軍に統合し、国民党の指導のもとに、共産党をもふくめた諸勢力を糾合した安定政権をつくるということが、アメリカの狙いであった。そのような状態が実現された暁には、門戸開放というアメリカのもう一つの目的は自然に実現されるはずであった。しかし、マーシャル使節団の活動は不調におわり、トルーマンは一九四七年一月、使節団を召還し、海兵隊をも撤退させた。その後、戦況は国民党にきわめて不利に経過し、ついに一九四九年一〇月一日には中華人民共和国政府の成立が宣言され、国民党勢力は台湾に逃れることになった。

この間、蔣介石政権と中国ロビーはアメリカ政府にたいして、より積極的な中国政策をとるよう数度にわたって働きかけたが、政府はこれに応じず、トルーマン・ドクトリンをアジアにまで拡大することを拒否した。国務次官であったアチソン（Dean G. Acheson）は一九四八年一月、緊急に解決すべき国際問題を列挙したが、内戦の帰趨を決すべき戦闘がまさに繰り広げられていた中国の問題はそのなかにふくまれていなかった。また、この年の末には、国務省が中国政策を見直す必要を否定し、トルーマンもこれに同意した。[25] さらに一九四九年二月には、国務長官に就任したアチソンが共和党議員団との交渉のなかで、「災禍の埃と煙がおさまり、再建の基盤がどこにあるかを見てみなければ、つぎに打つ手がわからない」と述べて、傍観的ともとれる姿勢を示した。アチソンの本意は、中国革命にたいしては慎重に対応策を考えるべきで、性急に行動をおこすべきではないということだったのだが、共和党はそのようには理解しなかったのである。[26] このような政府の態度にたいしては、共和党を中心とする議会の反発が向けられただけでなく、中国に利権をもつ資本家集団も政府批判を強めた。[27] このような批判にたいして、アチソンは閣議で、中国政策にたいする批判は「事実を知らない」ことに由来しているのだから、批判に対抗するためには「わが国と中国の関係の完全な説明を作成し、中国の崩壊が現実のものになったら、それを公刊しよう」と提案した。米中関係の経

緯を公にするというのは、アチソンが一九四六年から主張していたことだったが、いよいよ情勢が決定的となったこの三月、大統領はアチソンの提案を承認して、一般に『中国白書』(China White Paper) と呼ばれる報告書、『一九四四年から一九四九年の時期を中心としたアメリカの対中関係』(United States Relations with China with Specific Reference to the Period 1944-1949) の編纂を許可した。一〇〇〇ページにのぼる大部の白書が国務省の手で完成したのは七月三〇日、公開されたのは八月五日のことであった。しかし、アチソンの予測とは違って、政府批判は沈静しなかった。[28] 政府は、あらたなアジア政策を提示する必要に迫られたのである。

政府は、一方で、このような批判とは別にあらたな政策の検討に着手していた。中国革命が最終局面にはいった段階でのアメリカの政策は、対日政策を基本として考える以外にはなかったと考えられる。すでに一九四八年にはアメリカの対日占領政策は、ベルリン封鎖に象徴されるような国際対立の激化をも反映して、日本の経済的軍事的無力化という方針から大きく逸れ、戦略拠点化の傾向をしめしていたが、この傾向は、占領を長期化するという政策に表現された。一九四八年一〇月七日付で国家安全保障会議によってNSC13／2として承認された政策文書がそれである。この文書は冒頭で「(同盟国間で講和条約締結についての意見の違いがあるだけでなく) ソ連の侵略的な共産主義的膨張政策によって深刻な国際情勢が作り出されていることに鑑みて、アメリカ政府は講和条約 (の締結) をこの時点で主張すべきではない」と論じたうえで、将来締結される条約は「可能なかぎり簡潔かつ一般的で、懲罰的でない (nonpunitive)」ものにすべきだと主張したのである。[29] NSC13／2は、早期の講和にたいする反対と講和条約締結の必要性の認識という二つの必ずしも一致しない主張を併記した表現になっているうえに、いずれの主張も詳細な説明を付けられておらず、両者の関連やいずれに重点があるかは明確ではなかった。しかしこの表現は、翌一九四九年五月六日、対日政策の再検討をおこなったNSC13／3でも、そのまま踏襲された。[30]

軍部が、おそらくは、ソ連の対外政策に対抗するために日本にたいする占領をつづけるべきだという主張の方をさ

らに補強すべく、文書を提出したのはその一月後、六月九日である。この文書は「日本における合衆国の安全保障上の必要にかんする戦略的評価」(Strategic Evaluation of United States Security Needs in Japan) という表題がつけられ、六月一五日に開かれた国家安全保障会議の席上、NSC49として回覧された。文書は、冒頭で日本の戦略的重要性を論じて、つぎのように述べている――「日本列島は、第一に、北太平洋の交易ルートに関係する地理的位置、すなわち日本海、東シナ海および黄海の出入口にあるという地理的位置によって、第二には、上海地域以北の港湾（が存在していること）によって、極東における合衆国の安全保障上の権益にとって高度の戦略的重要性（high strategic importance）を有している。日本はおなじくその地理的位置によって、ソ連が支配することになれば、飛び石づたいに東方へまた東南アジア地域に前進することを目的として、西太平洋にある合衆国の基地にたいする直接攻撃をおこなうための基地として使用できる。逆に、合衆国が、直接にあるいは間接にでも、日本を支配すれば、戦略的にきわめて重要な攻撃・防御基地をソ連の手に渡さないだけではなく、戦時には、早い段階でソ連を日本海、東シナ海および黄海から閉め出し、最終的にはソ連を支配あるいは無力化するための前哨基地としても利用することができよう。……日本の戦略的重要性はさらに、労働力と工業力によって高められている」[31]。文書はこのように日本の戦略的重要性を強調したのち、「軍事的観点」からすれば「ソ連との対抗上合衆国がそれ以上はゆずれない最低の立場 (the ultimate minimum United States position) は……すくなくともアジアの沿岸島嶼連鎖 (offshore island chain) を現在の程度は支配しておくことを必要とする」と主張したのである。このように論じたうえで、文書はNSC13／2以来の立場を支持する議論を展開した。――「ソ連が共産主義の侵略的膨張という政策をつづけているために、日本の民主主義と親西欧的志向がまず疑問の余地なく確立されることが不可欠となっており、しかも、世界的な傾向はまだきわめて流動的な状態にあるので、いかなる地域にたいするものでも、支配権の喪失につながるような方策はわが国の安全保障に重大な影響をおよぼすであろう」そのように考察すれば、統合参謀本部としては、ただちに対日講

和条約を締結することは「時期尚早」だと言わざるをえないというのである。[32]

統合参謀本部が提出したこの文書の主張にたいして、国務省の政策企画局は九月三〇日付で「日本における合衆国の安全保障上の必要にかんする現時点における評価（ＮＳＣ49）についての国務省の論評」（Deparment of State Comments on Current Strategic Evaluation of U. S. Security Needs in Japan (NSC 49)）という文書を作成して、対日講和条約の早期締結を主張したが、それは日本の戦略的重要性を否定するものではなかった。[33]「軍事的観点と同時に政治的観点からも、日本にかんするわれわれの最大の目的は、日本がソ連の手におちることを阻止し、日本の西側よりの志向を維持することである」と言うのである。政策企画局と統合参謀本部の判断の違いは、日本にたいするソ連の侵略の態様をどのように予測するかということでしかなかった。政策企画局長のケナンはすでに一九四六年二月、当時勤務していたモスクワ大使館から長文の電報を打って、ソ連の非公然政策について警告を発していたが、[34]この文書でも、日本がソ連からこうむる脅威は「クレムリンによって煽動されるが、実行は日本人の手によっておこなわれる陰謀」を内容とするのだと主張した。このような事態が現出するのを防ぐには日本国民の反共的親米感情を涵養する以外にないが、それには早期に講和条約を締結し、適当な時期に治安維持と国防のための能力を許容することが望ましい、というのである。

国務省側の主張にたいして、統合参謀本部は覚書を作成して再反論を試みた。一二月二三日、国防長官ジョンソン（Louis Johnson）は、講和問題が日本国民におよぼす心理的影響と、それが占領政策の成否におよぼす影響とについて憂慮しているという添書をつけて、この覚書を国務長官に送った。統合参謀本部の覚書自体は、対日講和条約にはソ連と中国の「事実上の政府」とを当事国として加えざるを得ないという反対理由をこれまでの主張にくわえて、アメリカが日本を排他的な軍事的支配下においておくためには講和条約の締結は尚早だという立場を補強し、さらに、かりに講和交渉の開始が決定されれば、条約のなかで「軍事面に影響する条項」の作成には統合参謀本部が関与した

いと書き添えていた。[35] 対日講和問題を自らの主導のもとで取り扱おうとする、軍部の姿勢の強硬さはこの文書のなかでもあきらかだった。ジョンソンの文章は、むしろアチソンにたいするリップサービスとも受け取ることができる。

統合参謀本部のこのような態度は、国務省を困惑させた。[36] しかも、この時期、イギリスはアメリカ側の対日態度について情報を提供するよう要請してきていた。イギリスはカナダやオーストラリアとともに早期講和に積極的であり、翌五〇年一月にセイロンで開かれる英連邦諸国会議でアメリカの対日講和にかんする態度を報告する立場にあったのである。アチソンは翌二四日朝、統合参謀本部議長のブラッドレー（Omar N. Bradley）と国防省のバーンズ陸軍少将（Maj. Gen. J. H. Burns）を国務省に呼んで会議を開いた。[37] 席上、アチソンは日本に軍を駐留させ続けるという軍部の要求を正当なものと認めながら、しかし、NSC13／3は同時に条約締結の必要性をも強調していると示唆した。そのうえで、国務長官は、二つの方針を実現するために、対日講和からソ連と北京政府を排除するという考えをしめした。対日参戦国の会議で多数決をおこなえばそれは可能だというのである。このように述べたうえで、彼はイギリス大使に手渡すはずの非公式の覚書を紹介した。それには以下のようにアメリカの軍事的支配の維持を条件とした対日講和が提案されていた――「（日本の戦略的重要性に鑑みてアメリカは）日本にたいするソ連の潜在的脅威はきわめて重大に考慮される必要があり、講和条約がいかに望ましいものであるにしても、日本を……共産主義の侵略から十分に防御できないようなものであれば、なんらの条約も結ばれないという状態より悪い結果になると考えます。アジアの現状においては、アメリカ軍が琉球と小笠原諸島をふくめて日本に留まることが不可欠であろうと考えます。……（極東全体が不安定な状況にあることから）アメリカ軍の駐留は長期にわたりその規模も大きなものになるでしょう。……（それは日本と極東諸国の反感をまねくでしょうが）日本の安全のためにはこれにかわる望ましい方策はありません。東西対立のなかでは中立は幻想にすぎません。……（このような）合衆国の安全保障上の要求は……ソ連や共産中国が条約の締結国になる可能性を排除するでしょう。……（そのように中ソ両国を排除した条約が締結されれば）アメリカ軍を

ひきつづき（日本に）留めておくことの法的根拠が国際的に弱いものになるという問題は生じるでしょうが」[38]。アチソンから意見を求められたブラッドレーとバーンズは、この非公式メモの内容に全面的に賛成した。こうして、アメリカの対日政策はアチソンの主導のもとで方向を確定することになった。それは、同時に、中国革命後のアジア認識が輪郭を現すということを意味したのである。

アメリカのアジアにたいする見方が体系的に表明されたのは、翌一九五〇年早々にアチソンがおこなった演説においてであった。一月一二日にアメリカ新聞協会（National Press Club）でおこなわれたこの演説で、アチソンはまず、アジア全域における民族主義の高揚を指摘した。この民族主義は「貧困と悲惨が通常の生活状態になっているということ」を拒否し、「外国の支配」を拒否するものだと、アチソンは説明した。これら二つの主張は結び付けられて、外国の支配が排除されれば、当然、貧困かつ悲惨な生活から解放されるという信念を形成している。この感情は正当なものだが、そう簡単にはいかないことは明らかだとアチソンは指摘した。あきらかに、このような民族主義の議論は中国革命を念頭においていた。アチソンがひきつづいて中国革命の分析を始めたのはそれを物語っている。アチソンは、アメリカの消極的な中国政策が蔣介石政権の崩壊の原因だとする見解を真っ向から否定した。「国民党政府が、抵抗できないほどの圧倒的な軍事力に立ち向かったために倒れたのだとは、誰も言わないと思います。確かに、正気でそんなことを言い出すものはいない」と彼は断言した。蔣介石政権は、民族主義にめざめて、悲惨な生活に耐えるのをやめた国民によって倒された、より正確には相手にされなくなって瓦解したのだというのが、アチソンの分析であった。それは「共産主義者がやったことではない」。共産主義者は「ずる賢くて、抜け目なくこの時流にのり」、権力を握ったにすぎない。だから、アメリカは中国情勢の帰趨には関与のしようがなかったというわけである。

このように独立を志向する抗いがたい民族主義の潮流にたいして、アメリカはこれまで一貫して好意的だったし、援助もしてきた、とアチソンは続けた。アメリカが共産主義に反対するのは、それが、彼らが勝ち得た独立を台無し

にするからで、アメリカの利益の擁護を目的としてのことではない。彼らが独立国家を維持し発展させるために、アメリカは支援してきたし、これからもそうするだろう。共産主義の拡大が阻止されるのは、そのような支援の結果でしかない。だから、現在ソ連がモンゴルや満州を支配下に入れようとしているが、アメリカがそれに介入するという冒険をしてはならない。ソ連は民族主義に目覚めた中国人の怒りを買うことになる。介入することで、その怒りをアメリカの方に逸らすのは「愚行」だとアチソンは力説した。それに、ソ連がアジアの共産主義者を使ってやっていることの正体は、ますます明白になりつつある。ソ連の共産主義はアジアの民族主義と矛盾していることが明らかになるだろうというのである。[39]

アチソンがつぎに提起した論点は、太平洋地域の安全保障であった。この問題を演説の後半になってはじめて取り上げるのは、「重大」であるだけではなく「軍事的脅威はそれほど差し迫ってはいない」ということを理解してもらうためだと、国務長官は注意を喚起した。この問題にかんしては、当然のように日本が最初に取り上げられた。「まず第一に、日本の敗北と武装解除によって、合衆国は、わが国の安全と全太平洋地域の安全のために、そして道義上、日本の安全のために、日本を軍事的に防衛」しなければならなくなったと、国務長官は言明した。「（アメリカには）日本の防衛を放棄したり弱体化させたりするような意図はありませんし……どのような取決めがなされようとも、（アメリカ軍による）防衛は続けられねばならないし、続けられるでありましょう」。つまり、日本は太平洋地域の防衛の要であり、アメリカはこれを手放すつもりはないと言うのである。こうして日本を防衛拠点とすることをあきらかにして、長官はその拠点を中心とする東太平洋の防衛地帯（defensive perimeter）についての説明をはじめた――「この防衛地帯はアリューシャン列島に沿って日本に到り、さらに琉球諸島につづいています。われわれは琉球諸島に重要な防衛陣地をもっており、これらの陣地を保持し続けるでしょう。……琉球諸島は太平洋の防衛帯の不可欠の部分であり、これからも保持されねばなりませんし、そうされるでありましょう」。この防衛帯は、琉球からさらに南にのびてフィ

リピン諸島に達する。両国の国防上の合意はすでに条約化されており、忠実に施行されている。「フィリピンにたいする攻撃を合衆国が黙過しない」ことは言うまでもないが、「そのような攻撃が差し迫っていると懸念しているわけではありません」。戦略上の要衝が日本列島と沖縄であり、フィリピンは重要だが軍事的争奪の対象ではないだろうというわけである。

それ以外の太平洋地域の軍事的安全保障にかんしては、「これらの地域が軍事的な攻撃から守られると保障することはできない」ということは明らかにしておかねばならないとアチソンは言って、もっとも、実際にそのような攻撃がかけられるとも考えにくいから、保障の必要もないのだが、と付け加えた。しかし、万一攻撃がおこなわれた場合には、「まず、攻撃をうけた当該国民が対処」しなければならない。そのうえで、「国連憲章にもとづいて文明世界の全体」が関与することになる。しかし、「太平洋地域と極東について軍事的顧慮を重視しすぎるのは誤り」だとアチソンは指摘した。それよりも重要な問題は（共産側の）破壊工作と浸透であり、これは「軍事的手段では阻止できない」というのである。[40]

アチソンはこのように述べたうえで、太平洋地域におけるアメリカの防衛戦略をつぎのように概観してみせた――

「明白な事実は、太平洋地域の北部と南部では、わが国の決定権（responsibility）と関与するための条件の整い方（opportunities）に大きな違いがあるということであります。北部では、わが国は日本において直接的な決定権をもち、行動をおこす直接的な条件が整っております。同様のことは、程度が減じはしますが、朝鮮にもあてはまるのであります。これらの地域においてはわれわれは直接の決定権をもち……それより南の地域におけるよりも、効果を発揮できる条件が整っているのであります。……南部においては、われわれは援助を提供する以上のことはできない多くの国のひとつであります。直接の決定権は当該国民にあります。彼らは新しく獲得した国家としての決定権に誇りをもっているのであります。……（これらの国にたいする援助は、それが）効果的になりうる条件が整ったときにのみ、

供与を考え得るのであります」[41]。これは、西太平洋におけるアメリカの勢力圏の見取図であり、対ソ封じこめを中国革命後のアジアでどのように実現するかという問題にたいする解答であった。

このように全体図を示したうえで、アチソンは、最後に、この勢力圏に属する各地域の情勢を個別に紹介した。日本にかんしては、彼はすでに触れたから簡単にと言いながら、他の地域以上に時間を費やして説明した。ここで述べられた問題は、日本の政治問題と経済問題であった。彼はマッカーサーのもとで前者については進捗が見られるが、後者はまだ困難なままであると指摘した。つぎは韓国がとりあげられた。防衛地帯のなかから外された韓国にアメリカが「直接的な決定権と行動をおこすための条件」があると考えた理由がここで示された――「韓国では、われわれは軍事的占領の終結という巨大な一歩を記し、国連と協力して独立した主権国家を……樹立しました。（アメリカは韓国との援助供与などの関わりを停止せよと主張する）考えは、恐るべき敗北主義であり、アジアにおけるわが国の権益からみればまったくの狂気の沙汰であります。……これより南では、われわれが何かをできる条件ははるかに少なくなり、決定権も（間接的に行使できるフィリピンを除けば）きわめて小さなものになるのです」。アメリカはアジアの防衛地帯を大陸の動乱から直接に影響をうけない島嶼連鎖によって構成し、大陸に残された唯一の信頼できる防衛拠点として韓国を樹立したと考えて大過ないであろう。さらにアチソンはフィリピンに移って、アメリカはフィリピンの自主性を尊重して直接的な介入をさけるという方針が示された。アメリカは援助と助言をあたえるだけだというのである。このような禁欲的な態度は、前に見た北アフリカのヨーロッパ植民地にたいするなりふり構わない態度ときわめて対照的だが、それは、その他のアジア諸国にかんしてアチソンがつぎのように語るときにさらに明瞭になる――「東南アジアの他の地域においては、われわれにできる最大のことは、求められるところで援助をおこなうということであります。……（あたらしく独立したアジア諸国が発展するか独立を台無しにするかの）決定は、アジア諸国とアジアの国民の手にあります。それは、友人も敵も、彼らにかわって外部から決定することができないのであります」[42]。

アチソンの演説は、アジアにおけるアメリカの勢力圏を明示した。それは、地理的には中国大陸の東岸をとりまき、構造的には日本と琉球諸島に重心をおき、南に進むにつれてアメリカの影響力を減らしていた。この防衛地帯をふくめてその内側、すなわち第二次世界大戦下でアメリカが軍事的に支配を拡げていった北部太平洋が、アメリカの西側の勢力圏である。[44] アメリカはこのような支配範囲の構想に際して、二つの要因を考えに入れていたと思われる。一つは、アチソン演説がしめしたような、アジア全域における民族主義の高揚であり、いま一つは、対ソ戦略からみた地政学的な判断である。そして後者は前者に優先した。それが典型的に示されたのが琉球諸島にたいする処理方針である。東南アジアにたいするアチソンの距離をおいた態度は、たまたまそこが対ソ戦略における重要性を認められなかったからにすぎない。ソ連との関連で積極的に介入する必要がないところでは、新しい独立国家がどのような政策をとろうと、アメリカは不干渉の態度をとろうとした。そこには、共産主義はアジアの民族主義と相いれないという確信も働いていたし、相手国が必要とする援助を提供していればそのような傾向がさらに助長されるという、ポイント・フォーの期待も加わっていた。ロックフェラーが援助の対象に東南アジアと南アジアを含めたのは、おそらくはそのような事情によるものであろう。

おわりに

アチソンは、国務長官に就任したのち、アメリカの対外政策について次のように指摘したことがある――「……もしも、一国においてはあることを行い（他方）別の国においては別のことをすることが、アメリカの利益やそれに関連する広義の利益に沿うのであれば、それは（国益という観点からは）首尾一貫している[44]」。アメリカの国益は、第三世

界にたいする政策を決定するうえでも、最高の判断基準であった。冷戦時の国益は、言うまでもなくソ連を封じこめることであった。封じこめにたいする配慮が、すべてに優先したのである。封じこめの主要舞台はヨーロッパであり、西ヨーロッパ諸国を対ソ戦略の同盟国にしておくために、アメリカはこれらの国家が植民地や従属国を維持することを承認し、その支配が円滑におこなわれるために援助を提供した。ここでは、民族自決の原則などは問題ではなかった。同様のことは、地理的条件からソ連にたいするアメリカの軍事的前哨基地となる、日本や沖縄の扱いにもあらわれていた。日本における占領終結をもとめる動きをアメリカが考慮したのは、そうしなければ対ソ戦略のうえで問題がおこると判断したためにすぎず、例外的なものでしかなかった。

それ以外の第三世界にたいしては、そこで渦巻いていた民族主義を親米的に涵養するための援助政策がとられた。しかし、アメリカの援助は、西ヨーロッパ諸国の植民地にたいするものも、アジアの新興諸国にたいするものも、大部分は前近代的支配体制の変革にはつながらなかった。これらの諸国では国内矛盾が表面化し、体制の改革をもとめる運動が発生したが、アメリカはすでにモロッコの場合に見たような対応しか示さず、改革運動が反欧米的になるのをとめることができなかったのである。そしてそのような反米的な動きが表面化した地域は、それ以前にどのような位置づけをされていたかに関わりなく、反共封じこめの最前線とみなされることになる。その典型的でかつもっとも悲劇的な例を、われわれはこの時期から数年後にインドシナに見ることになる。結局、冷戦政策において第三世界は独自の意味をはぎとられた道具にしか過ぎなかった。しかし、まさにそのように位置づけられた地域で紛争が多発し、アメリカの対外政策の足かせとなるのである。

注

（1）石田正治「安全保障のパラドックス――アメリカの冷戦政策と国内治安立法」（『法政研究』第五七巻第二号二一六―二一八

ページ）

(2) 石田正治「アメリカのアジア政策の転換――一九五三年～一九五四年」（徳本正彦他編『ナショナリズムの動態』二四九―二五五ページ）。

(3) Walter Russell Mead, Mortal Splendor: The American Empire in Transition, Boston, Houghton Mifflin, 1987, pp. 41-42.

(4) トルーマン・ドクトリンの発表にいたる過程については、石田、前掲「安全保障のパラドックス」二六〇―二六三ページ参照。

(5) Department of State, Bulletin, Vol. 16, No. 403 (March 23, 1947), Washington D. C., Government Printing Office, pp. 535-536（以後 DSB と略記）; Charles L. Mee, Jr., The Marshall Plan: The Launching of the Pax Americana, New York, Simon and Schuster, 1984, pp. 130-137.

(6) Public Papers of the Presidents of the United States: Harry S. Truman, 1949, Washington D. C., Government Printing Office, 1964, pp. 112-116.

(7) Harry S. Truman, Years of Trial and Hope, 1946-1953, Suffolk, Hodder and Stoughton, 1956, pp. 243, 247.

(8) Ibid.

(9) Nelson A. Rockefeller, "Widening Boundaries of National Interest," (Foreign Affairs, July, 1951, pp. 523-538)

(10) NSC68が作成され、実施されていく経過については、石田正治「トルーマン政権とNSC68」（『法政研究』第五四巻二―四号二二六―二四二ページ）参照。

(11) Mead, op. cit., pp. 27-28.

(12) Ronald Robinson, "Non-European foundations of European imperialism: sketch for a theory of collaboration" (Roger Owen & Bob Sutcliff, eds., Studies in The Theory of Imperialism, Harlow Essex, Longman, 1981, pp. 119-120.)

(13) ブガンダ（Buganda）は現在のウガンダの東部地域を占めた王国であり、一八九〇年にイギリス東アフリカ会社の支配下にはいった。一八九七年に国王ムワンガ（Mwanga）はイギリスにたいして反乱をおこしたが、支配エリート集団はイギリス支配のもとで権勢を得ており、国王に敵対したのである。その結果、一九〇〇年には反乱は収束し、ブガンダはイギリス保護領であるウガンダの一州に併合された。cf. Rudolf von Albertini, European Colonial Rule, 1880-1940: The Impact of the West on India, Southeast Asia, and Africa, Oxford, Clio Press, 1982, pp. 445-446, 457.

(14) Robinson, op. cit., pp. 121, 133.
(15) Ibid., pp. 129-130.
(16) Ibid., p. 122.
(17) The State Department Policy Planning Staff Papers: 1947-1949, Vol. 2, New York, Garland, 1983, pp. 142-149.（以後PPSP と略記）
(18) Department of States, Foreign Relations of the United States: 1950, Vol. 3, Washington D. C., 1977, pp. 902-903.（以後 FRUS と略記）
(19) Ibid., pp. 948-952.
(20) Ibid., pp. 1093-1098.
(21) Robinson, op. cit., p. 122.
(22) FRUS: 1950, Vol. 1, 1977, pp. 866-867.
(23) Cited in Clive Y. Thomas, The Rise of The Authoritarian State in Peripheral Societies, New York, Monthly Review Press, 1984, p. 94.
(24) FRUS: 1945, Vol. 7, 1969, pp. 879-882.
(25) Nancy Bernkopf Tucker, Patterns in The Dust: Chinese-American Relations and the Recognition Controversy, 1949-1950, New York, Columbia University Press, 1983, pp. 12-14.
(26) 石田、前掲「安全保障のパラドックス」二九三―二九四ページ。
(27) Tucker, op. cit., pp. 11-12, 84-86.
(28) 石田、前掲「安全保障のパラドックス」二九五ページ。
(29) FRUS: 1948, Vol. 6, 1974, p. 858.
(30) FRUS: 1949, Vol. 7, Part 2, 1976, p. 730.
(31) Ibid., pp. 774-775.
(32) Ibid., p. 776.
(33) Ibid., p. 870; PPSP, Vol. 3, pp. 183-186. この文書は一〇月四日の国家安全保障会議の席上、NSC49／1として、参考のために回覧された。

(34) 石田、前掲「安全保障のパラドックス」二三九――二四一ページ。
(35) FRUS: 1949, Vol. 7, Part 2, pp. 922-923.
(36) Dean G. Acheson, Present at the Creation: My years in the State Department, New York, W. W. Norton, 1969, p. 430.
(37) FRUS: 1949, Vol. 7, Part 2, pp. 924-926.
(38) Ibid., pp. 927-929.
(39) DSB (Jan. 23, 1950), Vol. 22, No. 551, pp. 111-115.
(40) Ibid., pp. 115-116.
(41) Ibid., p. 116.
(42) Ibid., pp. 116-118.
(43) 一九四五年八月、下院海事委員会の太平洋地域基地小委員会（Subcommittee on Pacific Bases）は、アメリカが、戦前からの支配地域にくわえて「同盟国が現在太平洋地域においているすべての陸上機基地」、他の同盟国の統治下にある島嶼におかれている主要な基地、日本周辺の諸島、さらにミクロネシア全域までも「保持しなければならない」という報告書を提出した。また九月になると、海軍が、「侵略者を合衆国の沿岸から遠ざけておくために」太平洋上に九カ所、大西洋に六ヵ所の主要基地を維持するように勧告した。太平洋上の九ヵ所の基地とは、アラスカ沿岸のコジャク島、アリューシャン列島のアダク島、ハワイ、パナマ海峡近くのバルボア島、グアム＝サイパン＝テニアン群島、硫黄島、沖縄、オーストラリア支配下のマヌス島、フィリピンである。議会や軍の要望がほとんどそのまま実現されたのは、現在の太平洋の状況が示すとおりである。Cf. John W. Dower, Occupied Japan and the Amreican Lake,"(Edward Friedman & Mark Selden, eds., America's Asia: Dissenting Essays on Asian-American Relations, New York, Pantheon Books, 1971, pp. 159-160)
(44) Cited in Tucker, op. cit., p. 11.